



特定機能回復事業

森林緊急造成

趣旨

- 自然条件等の理由で更新が困難で、山地災害防止機能の公益的機能の発揮が特に求められる森林等において、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※１）の締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※１）の締結が必要）

※１ 協定には、事業の実施後10年間は皆伐を行わない旨を定める必要があります。
（必要な路網整備による場合などは除く）
都道府県、市町村は、自ら所有する森林（公有林）で実施することもできます。

支援対象となる作業

- 人工造林(地ごしらえ、植栽)等
 - 下刈り(10年生以下)
 - 雪起こし(25年生以下)
 - 倒木起こし(25年生以下)
 - 除伐(25年生以下)
 - 付帯施設等整備(※2)
 - ・ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備(※3)
- ※2、3 左の作業と一体的に実施することが必要です。
※3 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。

例えばこんな場合に使えます。

公益上、造林を行う必要がある



民家に隣接した斜面が裸地化しており、山地災害の防止の観点から、植栽して成林を図る必要があるが、自力での造林が困難である。

都道府県や市町村等による、公益上の観点から実施する必要がある造林を支援します。

被害森林整備

趣旨

- 台風や大雨等の気象害等による被害森林であって、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、森林所有者との協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。

主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※４）締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※４）の締結が必要）
- 森林所有者（地方公共団体との協定（※４）の締結が必要）

※４ 森林緊急造成と同様です。
都道府県、市町村は、自ら所有する森林（公有林）で実施することもできます。

支援対象となる作業

- 森林緊急造成の支援対象に加え、枝打ち、保育間伐、更新伐、野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行うシカ侵入防止柵の単独での設置や、シカ等の誘引捕獲を行う「森林保全再生整備」があります。

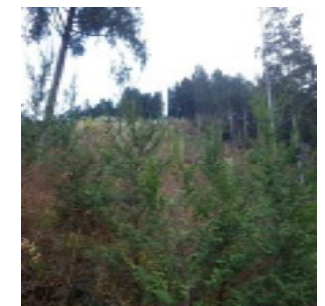
例えばこんな場合に使えます。

風害を受けた森林を再生したい



台風による風倒木の様子

台風により、所有する森林において大量の風倒木が発生したが、自力では風倒木の処理や植栽等が困難である。



植栽後の様子

都道府県や市町村等による被害森林の再生のための風倒木の処理(搬出集積を含む)や植栽等を支援します。

シカの食害を受けた森林で対策を行いたい



食害により荒廃した森林の様子

シカによる食害対策として、高機能な防護柵の設置やシカの捕獲を進めたい。

都道府県や市町村等による鳥獣の誘引捕獲や防護柵の設置を支援します。



シカの誘引捕獲



高機能な防護柵



特定機能回復事業

重要インフラ施設周辺森林整備



趣旨

- 鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（重要インフラ施設）周辺の森林について、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う人工造林等を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者、インフラ施設管理者との協定（※１）の締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体、インフラ施設管理者との協定（※１）の締結が必要）

※１ 協定には、事業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める必要があります。（必要な路網整備による場合などは除く）
都道府県、市町村は、自ら所有する森林（公有林）で実施することもできます。



支援対象となる作業

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| ○ 人工造林（地ごしらえ、植栽）等 | ○ 付帯施設等整備（※２） |
| ○ 下刈り（10年生以下） | ・ 鳥獣害防止施設等整備 |
| ○ 枝打ち（30年生以下） | ・ 林内作業場等整備 |
| ○ 雪起こし（25年生以下） | ・ 林床保全整備 |
| ○ 倒木起こし（25年生以下） | ・ 荒廃竹林整備 |
| ○ 除伐（25年生以下） | ○ 森林作業道整備（※３） |
| ○ 保育間伐（60年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満） | ※２、３ 左の作業と一体的に実施することが必要です。 |
| ○ 更新伐（90年生以下） | ※３ 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。 |

例えばこんな場合に使えます。

送電線周辺の森林整備を行いたい

インフラ施設により林地が分断され、重機が入れない、木材搬出ができない等により、森林所有者による面的な森林整備が進みにくい森林について整備を行う必要がある。



インフラ施設周辺の手入れ不足の森林

協定に基づく役割分担の下、市町村等公的主体による重要インフラ施設周辺の森林整備を支援します。

林相転換特別対策（特定スギ人工林）



趣旨

- 林相転換が必要な人工林のうち、花粉発生源となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村（森林所有者との協定（※１）締結が必要）
- 森林整備法人等、森林組合等、NPO法人等、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者（森林所有者及び地方公共団体との協定（※１）の締結が必要）



支援対象となる作業

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 都道府県の設定するスギ人工林伐採重点区域において行う | ○ 付帯施設等整備（※６） |
| ○ 一貫作業（※４） | ・ 鳥獣害防止施設等整備 |
| ○ 人工造林（※５） | ・ 林内作業場等整備 |
| ○ 下刈り（10年生以下） | ・ 林床保全整備 |
| ○ 更新伐 | ○ 森林作業道整備（※７） |
| ※４ 林相転換を目的として行う、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽の各作業を並行または連続して行う作業。 | ※６、７ 左の作業と一体的に実施することが必要です。 |
| ※４、５ 植栽については2,000本/ha以下を基本とし、花粉の少ない品種の植栽とする。 | ※８ 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。 |

保全松林緊急保護整備



趣旨

- 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村
- 森林所有者、森林組合等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者



支援対象となる作業

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ○ 衛生伐（※７） | ○ 付帯施設等整備（※８） |
| ○ 人工造林（地ごしらえ、植栽）等 | ・ 鳥獣害防止施設等整備 |
| ○ 下刈り（10年生以下） | ・ 荒廃竹林整備 |
| ○ 雪起こし（25年生以下） | ○ 森林作業道整備（※９） |
| ○ 倒木起こし（25年生以下） | ※８、９ 左の作業と一体的に実施することが必要です。 |
| ○ 除伐（25年生以下） | ※９ 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。 |
| ○ 保育間伐（60年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満） | |
| ○ 更新伐（90年生以下） | |
| ※７ 松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理 | |